



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

資

料

復興加速化への取組

令和7年11月18日

復興大臣 牧野 たかお

東日本大震災の概要

発生日時	平成23（2011）年3月11日14:46
マグニチュード	9.0
震度6弱以上県数	8県 （宮城、福島、茨城、栃木、岩手、群馬、埼玉、千葉）
津波	各地で大津波を観測 （最大波 相馬9.3m以上、宮古8.5m以上、大船渡8.0m以上）
死者 行方不明者	死者19,782名（※災害関連死を含む。） 行方不明者2,550名（令和7年3月10日現在）
住家被害（全壊）	122,053棟（令和7年3月10日現在）
災害救助法の適用	241市区町村 （青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、東京、長野、新潟の10都県）
複合災害	東京電力福島第一原子力発電所の事故 避難指示区域の面積1,150km ² （平成25年8月（最大））、避難者数47万人（発災当初）

緊急災害対策本部とりまとめ報（令和7年3月10日）及び令和4年版「防災白書」を基に作成



出典：内閣府広報誌「ぼうさい」平成23年度夏号（第63号）



出典：東京電力ホールディングス

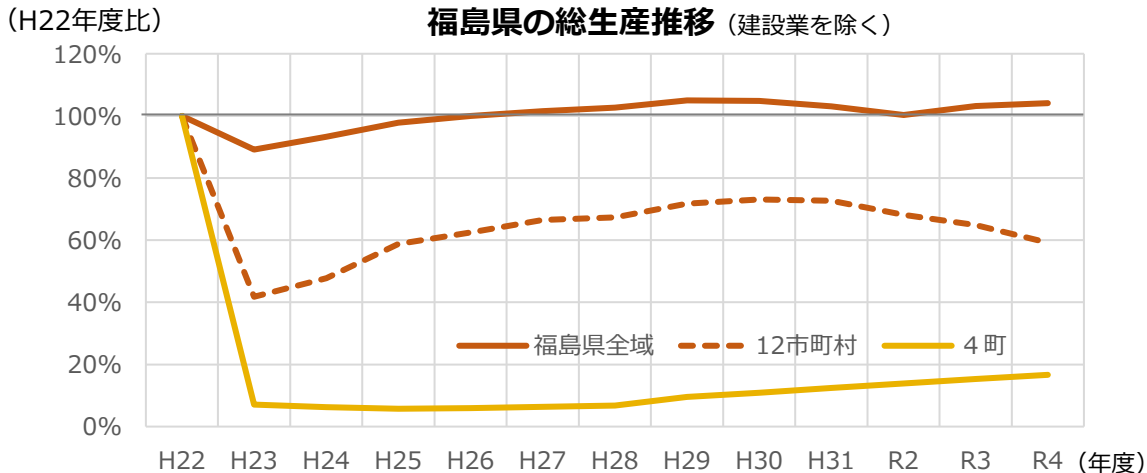


東日本大震災からの復興の進捗

		震災前又は最大値	現状
被災者	避難者数	47万人 (発災当初)	2.7万人 【令和7年8月】 (うち福島県全体の避難者数:2.4万人)
	応急仮設住宅の入居者数	31.6万人 【平成24年4月(最大)】	781人 【令和7年4月】
インフラ・住まい	復興道路・復興支援道路 (青森、岩手、宮城、福島)	570km (計画延長)	570km(100%) 【令和3年12月】
	災害公営住宅 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、新潟、長野) ※帰還者向け除く	29,654戸 (計画戸数)	29,654戸(100%) 【令和2年12月】
	高台移転による宅地造成 (岩手、宮城、福島)	18,226戸 (計画戸数)	18,226戸(100%) 【令和2年12月】
産業・生業	製造品出荷額等 (岩手、宮城、福島)	10兆7,637億円 【平成22年】 経済産業省「平成22年工業統計調査」を基に復興庁作成	11兆6,193億円 【令和2年】 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査(令和2年実績)」を基に復興庁作成
	営農再開可能な農地面積 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉)	19,640ha (津波被災農地面積)	18,920ha(96%) 【令和7年3月】
原子力災害	避難指示区域の面積	1,150km ² 【平成25年8月(最大)】	309km ² 【令和5年5月】
	日本産農林水産物・食品に対する 輸入規制実施国・地域数	55か国・地域 (最大)	6か国・地域 (撤廃49か国・地域) 【令和7年6月】

産業の復旧・復興状況

- 岩手県、宮城県の前生産は、概ね震災前の水準まで回復した。
- 福島県の総生産については、12市町村（特に4町（浪江町、富岡町、大熊町、双葉町））の回復は、依然として低い水準にとどまる。



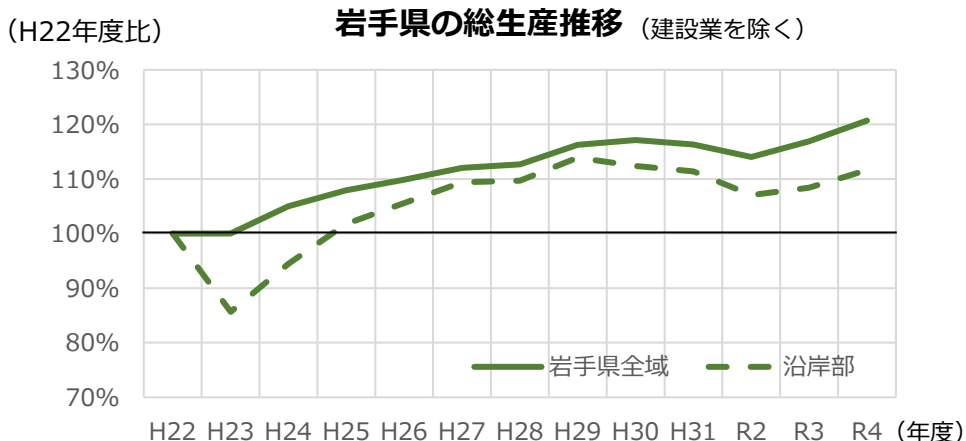
●企業立地補助金による産業集積

- ・福島浜通り地域等における累計企業立地件数及び雇用創出数（令和6年11月末時点 浜通り地域等15市町村抜粋（採択ベース））

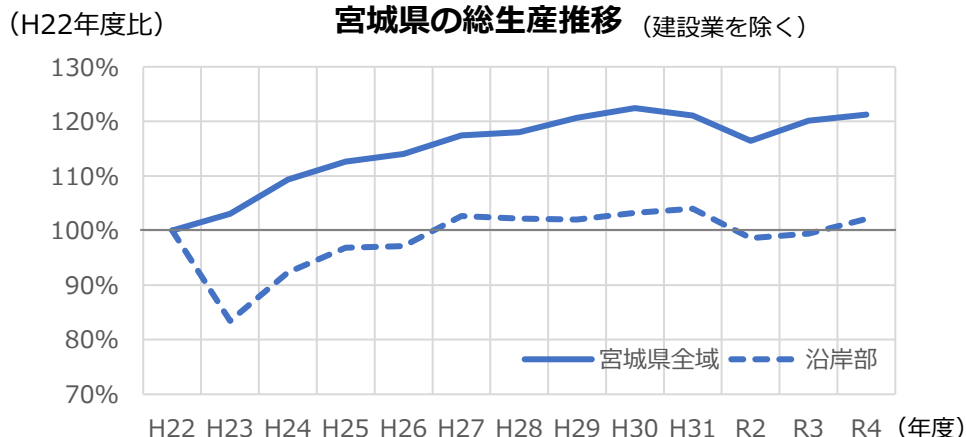
企業立地件数：428件 雇用創出数：4,823人

※津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金／ふくしま産業復興企業立地補助金
／自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

※12市町村 … 川俣町、田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村
※4町 … 浪江町、富岡町、大熊町、双葉町



※岩手県沿岸部 … 洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市



※宮城県沿岸部 … 気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、名取市、岩沼市、亶理町、山元町

原子力災害被災12市町村の人口・居住率・GDP

自治体名	広野町	田村市	川俣町	川内村	南相馬市	楡葉町	葛尾村	飯舘村	浪江町	富岡町	大熊町	双葉町	計
全域住基人口 (H23.3※) A	5,490人	41,701人	15,892人	3,038人	71,561人	8,011人	1,567人	6,509人	21,542人	15,830人	11,505人	7,100人	209,746人
全域住基人口 (R7.2※) B	4,534人	32,907人	11,609人	2,224人	55,657人	6,401人	1,220人	4,495人	14,574人	11,288人	9,915人	5,279人	160,103人
避難指示が なされた地域における 住基人口(H23.3) C 〔C/A〕	— 〔—〕	380人 〔0.9%〕	1,252人 〔7.9%〕	356人 〔11.7%〕	14,279人 〔20.0%〕	7,959人 〔99.4%〕	1,567人 〔100.0%〕	6,509人 〔100.0%〕	21,542人 〔100.0%〕	15,830人 〔100.0%〕	11,505人 〔100.0%〕	7,100人 〔100.0%〕	88,279人 〔42.1%〕
避難指示が なされた地域における 住基人口(R7.2※) D	—	218人	616人	236人	6,701人 (※)	6,366人 (※)	1,220人	4,495人	14,574人	11,288人	9,915人	5,279人	60,908人
避難指示が なされた地域における 実居住人口(R7.2※) E 〔E/D〕	— 〔—〕	189人 〔86.7%〕	325人 〔52.8%〕	110人 〔46.6%〕	4,314人 (※) 〔64.4%〕	4,448人 (※) 〔69.9%〕	461人 〔37.8%〕	1,511人 〔33.6%〕	2,256人 〔15.5%〕	2,590人 〔22.9%〕	878人 〔8.9%〕	181人 〔3.4%〕	17,263人 〔28.3%〕
全域実居住人口 (R7.2※) F 〔F/B〕	4,140人 〔91.3%〕	32,237人 〔98.0%〕	11,061人 〔95.3%〕	1,856人 〔83.5%〕	52,825人 〔94.9%〕	4,477人 〔69.9%〕	461人 〔37.8%〕	1,511人 〔33.6%〕	2,256人 〔15.5%〕	2,590人 〔22.9%〕	878人 〔8.9%〕	181人 〔3.4%〕	114,473人 〔71.5%〕
市町村別 総生産(H22) G	756	1,005	387	64	2,386	821	31	109	507	1,056	1,090	504	8,715
市町村別 総生産(H22) (建設業は控除) H	735	925	370	57	2,268	795	28	97	474	1,028	1,054	483	8,315
市町村別 総生産(R4) I	342	1,294	460	102	2,263	353	44	161	256	298	655	380	6,607
市町村別 総生産(R4) (建設業は控除) J	321	1,175	407	64	2,022	313	32	82	152	235	82	39	4,922
(J/H) K	43.7%	127.0%	110.0%	112.3%	89.2%	39.4%	114.3%	84.5%	32.1%	22.9%	7.8%	8.1%	59.2%

※ 上表の「避難指示」は、原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づき発せられた避難指示を指す。

※ A、B、C、D、E、Fは市町村HPや市町村へのヒアリングに基づき記載。

※ 「全域住基人口(H23.3)」についてH23.3.11時点。ただし、田村市及び双葉町はH23.3.1時点。

※ 「全域住基人口(R7.2)」についてR7.2.1時点。ただし、川俣町はR6.3.31時点、楡葉町はR7.1.31時点。

※ 「避難指示がなされた地域における住基人口(R7.2)」及び「避難指示がなされた地域における実居住人口(R7.2)」はR7.2.1時点。ただし、南相馬市及び楡葉町はR7.1.31時点。

※ 「全域実居住人口(R7.2)」はR7.2.1時点。ただし、川俣町はR6.4.1時点、南相馬市及び楡葉町はR7.1.31時点。

※ G、H、I、Jは「令和4(2022)年度福島県市町村民経済計算年報」に基づき記載。単位は億円。端数処理の都合上、内訳と計は必ずしも一致しない。

原子力災害被災地域の状況（１／２）

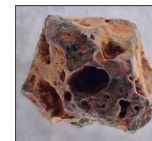
原子力災害被災地域は、地域によって復興の段階が様々。
それぞれの地域の実情を踏まえながら、着実に取組を進める。

1. 事故収束

- ・ 廃炉について、令和 6 年 11 月及び令和 7 年 4 月に、燃料デブリ試験的取出しに成功。
また、令和 7 年 7 月に、燃料デブリ大規模取出しに向けた工程の一部が 具体化された。
- ・ ALPS 処理水について、令和 5 年 8 月に海洋放出を開始。
これまでのモニタリング結果やIAEAによる評価から安全であることが確認されている。
政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組む。



1 回目に採取した燃料デブリ

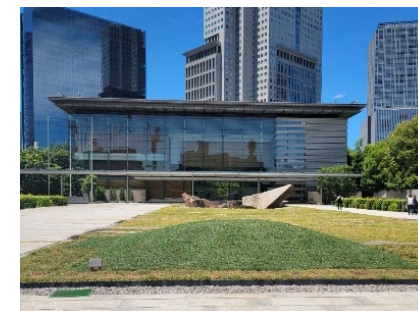


2 回目に採取した燃料デブリ

出典：廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合/事務局会議資料

2. 環境再生

- ・ 除去土壌等の輸送、仮置場の原状回復、
県外最終処分に向けた減容・復興再生利用の推進及び理解醸成活動。
- ・ 令和 6 年 12 月に設置された閣僚会議の下、令和 7 年 5 月に、
県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関する基本方針を決定。
令和 7 年 8 月、当面 5 年間のロードマップを決定。
官邸に続き霞が関の中央官庁における復興再生土の利用を推進。



首相官邸における復興再生利用

出典：首相官邸ホームページ

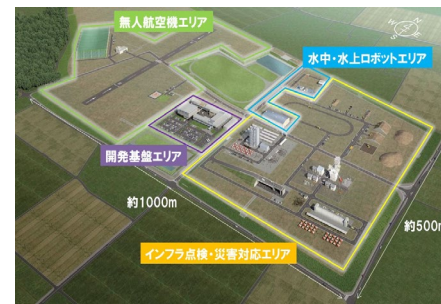
3. 帰還・移住等の促進

- ・ 令和 2 年 3 月時点で、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示解除、帰還に向けた生活環境の整備。
- ・ 帰還困難区域のうち「特定復興再生拠点区域」は、令和 5 年 11 月までに、全てで避難指示を解除。
- ・ 帰還困難区域のうち「特定帰還居住区域」においては、これまでに大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、
南相馬市及び葛尾村が「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、国が認定。
順次、除染等の避難指示解除に向けた取組を実施。

原子力災害被災地域の状況（2／2）

4. 福島国際研究教育機構（F-REI）の取組の推進

- ・ 創造的復興の中核拠点として「福島国際研究教育機構」（F-REI：エフレイ）を令和5年4月に設立。
- ・ F-REIでは研究開発等の取組を推進。令和7年度から敷地造成の工事に本格的に着手。



福島ロボットテストフィールド
（南相馬市、浪江町）
※R7年4月にF-REIに統合

5. 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等、事業者再建

- ・ 浜通り地域等における新産業創出に向け、廃炉等の重点分野における拠点整備・実証等の推進。
- ・ 令和7年6月、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を改定。

6. 農林水産業の再建

- ・ 営農再開の加速化（農地の大区画化・利用集積、高付加価値産地の形成等の推進）。
- ・ 漁業の本格的な操業再開、水産加工業の販路の開拓、森林・林業の再生等に向けた支援。



大区画となったほ場での営農再開

7. 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- ・ 令和5年9月に、関係省庁の連名で「水産業を守る」5本柱の政策パッケージを取りまとめ。
- ・ 令和7年10月、風評対策タスクフォースにおいて情報発信等施策パッケージ（追補版）を取りまとめ。

地震・津波被災地域の状況

地震・津波被災地域は、住まいの再建や復興まちづくり等が概ね完了。
一方で、心のケア等の中長期的な課題について適切に取り組む。

1. 被災者支援

- ・災害公営住宅等への移転など復興のステージに応じて、切れ目のない支援を実施。
- ・心のケアや被災した子どもに対する支援等の中長期的取組が必要な課題については、政府全体の施策も活用して対応。



新たな高台団地でのコミュニティ形成支援

2. 住まいとまちの復興

- ・高台移転による宅地造成、災害公営住宅の整備が完了。
復興道路・復興支援道路が全線開通し、被災した鉄道も全線運行再開。
- ・土地区画整理等による造成宅地や移転元地の活用について、地域の個別課題にきめ細かく対応して支援。



岩手県宮古市（田老地区）の高台移転

3. 産業・生業の再生

- ・生産設備は概ね復旧。
- ・被災地の中核産業である水産加工業の売上げ回復に向け、販路開拓等を支援。



被災地水産物の展示商談会

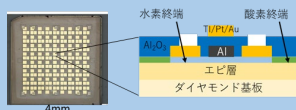
福島国際研究教育機構(F-REI)の取組

- 福島国際研究教育機構は、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すものとして令和5年4月に創設。
- 福島ならではの優位性を発揮できる5つの研究分野について、研究体制の構築等を行っているところ。これまでに約50の外部への委託研究とともに、15テーマのエフレイ直営研究グループを立ち上げ、研究を実施。(R7.10.1現在)
- 本施設については、本年春に敷地造成に本格的に着手しており、令和12年度までの順次供用開始を目指す。

【①ロボット】

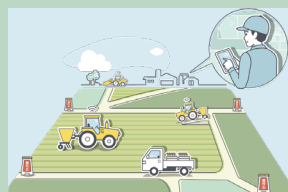


リアルハプティクス
(触覚) 技術



耐放射線半導体の開発

【②農林水産業】

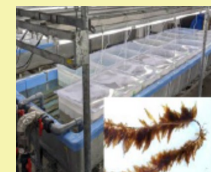


農機の自動運転



土壌改良に関する研究

【③エネルギー】



海藻類の養殖等ブルーカーボン研究

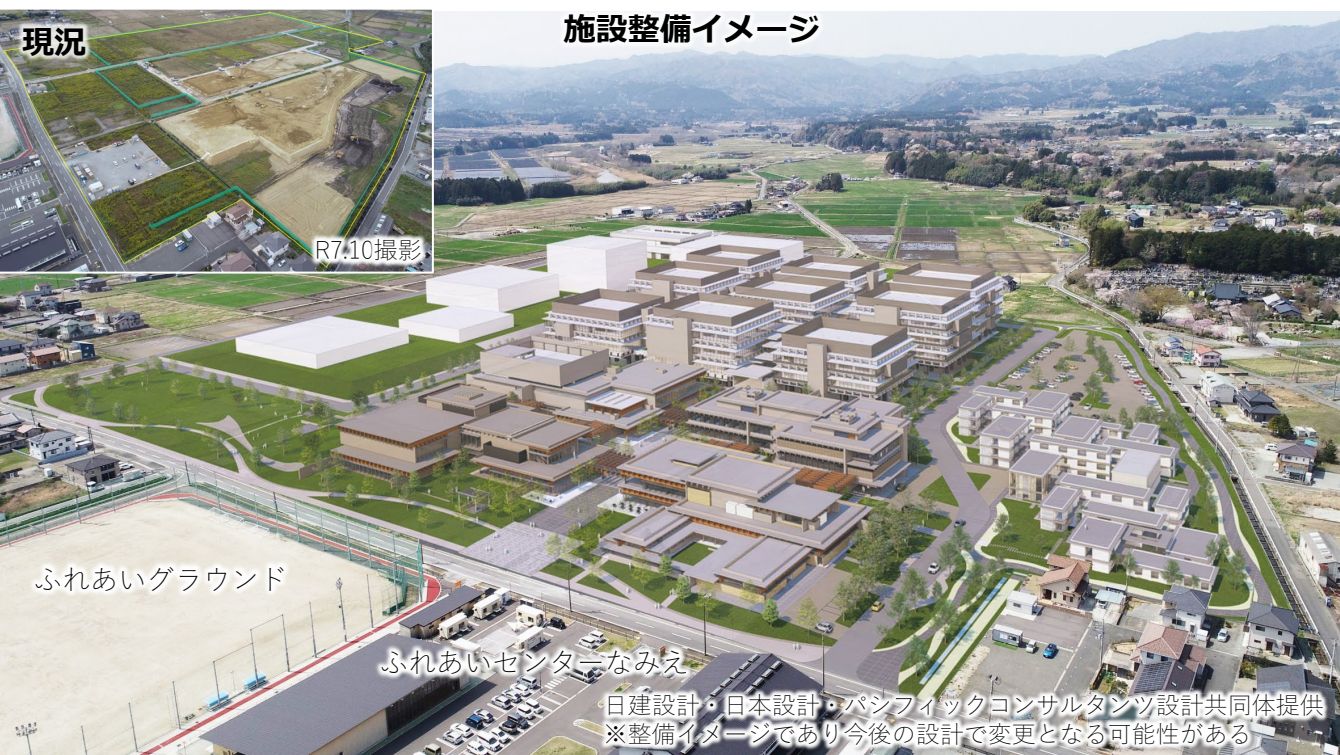


水素エネルギーネットワーク

施設整備イメージ



現況

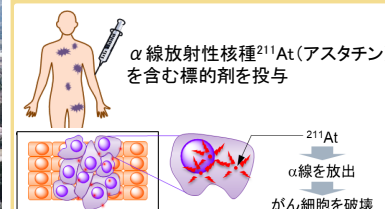


ふれあいグラウンド

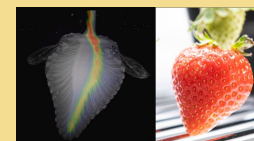
ふれあいセンターなみえ

日建設計・日本設計・パンフィックコンサルタンツ設計共同体提供
※整備イメージであり今後の設計で変更となる可能性がある

【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】

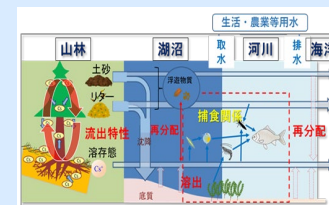


RIを利用したがん治療

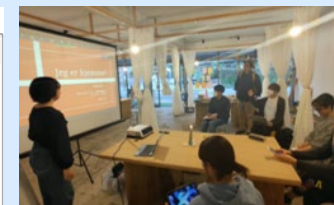


RIを利用した植物イメージング

【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】



森林・河川・湖沼における
放射性物質の動態モデル



原子力災害データ等の
集積・発信

- 「第2期復興・創生期間」（令和3～7年度）の最終年度に当たる令和7年度に復興事業全体の在り方について見直しを行い、第2期復興・創生期間の次の5年間（令和8～12年度「第3期復興・創生期間」）までの期間における基本姿勢及び各分野における取組、財源、組織等に関する方針を定める
- 復興に向けた様々な課題について、まずは第3期復興・創生期間で何としても解決していくとの強い決意で、総力を挙げて取り組む

基本姿勢及び各分野における主な取組

1. 原子力災害被災地域

地域によって復興の段階が様々。それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、着実に取組を進める。

○ 事故収束（廃炉・汚染水・処理水対策）

- ・ 廃炉については、安全確保を最優先しつつ、持続的な人的体制・資金の確保、廃炉を通じたイノベーションの促進、誇りを持てる現場とするための理解醸成・情報発信等を行う
- ・ ALPS処理水の処分については、輸入規制の即時撤廃、水産業支援に取り組む

○ 環境再生に向けた取組

- ・ 福島県内の除去土壌等の2045年3月までの県外最終処分に向け国が責任を持って取り組む
- ・ 官邸での利用の検討を始め政府が率先し復興再生利用を推進。最終処分場の候補地選定プロセスの具体化等、福島県外での最終処分に向けた取組を政府一体となり進める
- ・ 福島県外の指定廃棄物の最終処分に向けた取組を加速化

○ 帰還・移住等の促進、生活再建、交流・関係人口の拡大、観光の振興

- ・ 住民の帰還促進、避難指示解除地域の復興に向け、ハード・ソフト両面で生活環境を整備
- ・ 住民が里山の恵みを楽しむことができるよう、森林整備の再開を始め、「区域から個人へ」の考え方下、安全確保を大前提とした活動の自由化等、住民等の今後の活動の在り方を検討
- ・ 交流・関係人口の拡大に向け、福島第一原子力発電所や中間貯蔵施設等の活用や芸術等の新たな地域コンテンツの発掘等
- ・ ホープツーリズムを始めとした、観光振興策を戦略的に推進

○ 福島国際研究教育機構（F-REI）の取組の推進

- ・ 「ロボット」「農林水産業」「エネルギー」「放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用」「原子力災害に関するデータや知見の集積・発信」の各分野の質の高い研究開発の推進、施設整備の可能な限りの前倒し
- ・ 国内外の優秀な研究者が定住するにふさわしい生活環境整備

○ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等、事業者再建

- ・ 構想の具体化、F-REI等との連携等を通じ、「実証の聖地」として、地域の稼ぎ・日々の暮らし・担い手の拡大を牽引し、2030年頃までの自立的・持続的な産業発展を実現
- ・ ドローン・ロボット、衛星・宇宙関連の先進的な取組、スタートアップの誘致

○ 農林水産業の再建

- ・ 令和12年度末までに約11,000haを目標とする地域の取組を支援し営農再開の加速化、省力的かつ稼げる農業生産体系の構築、広域的な産地形成の推進
- ・ 帰還困難区域内の森林整備再開に向け条件整備の上で本格復旧に着手、中高層公共建築物における福島県産材の活用に向けた関係省庁間での情報共有等
- ・ 計画的な水揚げ回復や養殖生産の取組、担い手確保、スマート水産業の推進

○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- ・ 食品規制等を科学的・合理的見地から検証、安全性を担保された自家消費食品の摂取制限見直し

2. 地震・津波被災地域

- ・ 第2期復興・創生期間において残された事業に全力を挙げ、復興事業がその役割を全うすることを目指すとの方針に基づき取り組み
- ・ 第2期復興・創生期間の終了までの間に培ってきたノウハウの地方公共団体等への継承や地方創生の施策を始めとする政府全体の施策との連携を促進
- ・ 心のケア等や被災した子どもに対する支援等の中長期的取組が必要な課題については、被災地の状況を丁寧に把握し関係省庁等が連携しながら、政府全体の施策を活用するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策により対応

3. 教訓・記憶の後世への継承

- ・ 東日本大震災・復興記録を収集、取りまとめ、幅広く普及・啓発
- ・ 被災各地の追悼・祈念施設、震災遺構、伝承施設等の間で連携しつつ、東日本大震災の記憶と教訓を後世へ継承

復興を支える仕組み等

○ 財源等

- ・ 次の5年間は復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間であり、今の5年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保する
- ・ 令和8年度から5年間の事業規模は1.9兆円程度の見込み
- ・ この中で、福島県については、次の5年間の全体の事業規模が今の5年間に十分に超えるものと見込まれる

○ 自治体支援

- ・ 必要な人材確保対策に係る支援、引き続き実施される復旧・復興事業について震災復興特別交付税による支援を継続

○ 組織

- ・ 原子力災害被災地域の最前線の復興に必要な福島復興局内体制整備
- ・ 地震・津波被災地域に残る中期的課題への支援に必要な復興庁内体制整備

○ その他

- ・ 基本方針は、第3期復興・創生期間の開始から3年後を目途に必要な見直し